

いわき市

http://www.city.iwaki.fukushima.jp/bukyoku/gyoseikeieibu/17829/question_and_answer_about_decontamination.html

除染に関するQ&A(平成26年9月17日版)について

ツイート 0

いいね！ シェア 0

更新日 平成26年10月10日

除染に関するよくあるご質問・お問い合わせについて

除染に関するよくある質問と回答

いわき市では、いわき市除染実施計画に基づき除染を実施しているところであり、北部4地区(久之浜・大久地区、川前地区、小川地区及び四倉地区)の除染作業、平・好間地区的モニタリング・除染に取り組んでいるところですが、除染を実施するにあたり市民の皆様からお寄せいただくことの多いご質問等について、次のとおりお答えします。

番号	質問内容
Q1	住宅の除染はどのように進められるのか。
Q2	除染のスケジュールはどうなっているのか。
Q3	除染の実施のためには、どのような手続きが必要か。
Q4	除染の実施の前に説明会等は開催しないのか。
Q5	除染の実施による費用の負担や廃棄物・土壌の処理はどのようにになっているのか。
Q6	除染作業の内容はどのようなものか。

また、次のとおりQ&Aを作成しましたので、除染の実施にあたり疑問や不安等をお持ちの方は参考にしてください。

※なお、Q&Aについては、内容の追加・削除等を含め、随時更新予定となっておりますので、あらかじめご了承くださいますようお願いします。

[□ 除染に関するQ&A\(PDF形式 124.8KB\)](#)

Q1 住宅の除染はどのように進められるのか。

A1

いわき市においては、「いわき市除染実施計画」に基づき、学校や公園等の子どもの生活空間や比較的放射線量の高い北部4地区(久之浜・大久、川前、小川及び四倉)を優先的に取り組んでおります。

平成26年10月現在で平地区及び好間地区の一部の除染に取り組んでおり、これらの地区では、事前モニタリングを行い、順次説明会を行っているところです。

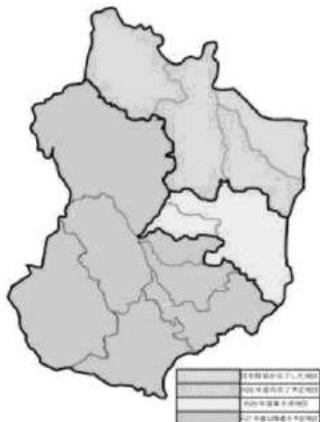
[参考リンク⇒ いわき市除染実施計画について](#)

Q2 除染のスケジュールはどうなっているのか

A2

現在の除染のスケジュールについては、平成26年度中に北部4地区(久之浜・大久、川前、小川及び四倉)の住宅除染を完了させ、平地区及び好間地区についてはモニタリングを実施しているところであります。説明会後、除染実施に同意いただいた住宅の除染作業を予定しております。

その他の地区については、三和地区並びに内郷地区、常磐地区、小名浜地区、遠野地区、田人地区及び勿来地区の一部については、平成27年度以降にモニタリング等に着手する予定となっております。



Q3 除染の実施のためには、どのような手続きが必要ですか。

A3

住宅除染の実施時期が近くなってきたところで、まずは、市から「除染実施同意書」を対象となる市民の皆様に送付いたしますので、送付された「除染実施同意書」に住所・氏名・連絡先等の必要事項とあわせて除染実施に同意する旨記載して返送いただきます。

続いて、住宅敷地の放射線量を把握するために、「事前モニタリング」が行われます。なお、「事前モニタリング」の結果について、取りまとめ後、郵送で結果をお知らせいたします。

この「事前モニタリング」で毎時0.23マイクロシーベルト以上の地点があった場合は、除染業者が個別に訪問させていただき、作業の説明を行い、どのような除染作業を行うのかを示した「除染作業計画書」に同意いただいた住宅から順次着手します。

関連項目

●放射線量を自分で測定して、確認したい場合

⇒ [放射線量計の貸出について](#)

●実際の被ばく線量を確認したい場合

⇒ [積算線量計の貸出について](#)

●食品の検査を実施したい場合

⇒ [自家消費用作物の検査について](#)

Q4 除染の実施の前に説明会等は開催しないのか。

A4

説明会については、除染実施前に「事前モニタリング」が完了した地区を対象に順次説明会を行っており、開催前に対象地区的住民の皆様にご案内しているところです。

Q5 除染の実施による費用の負担や廃棄物・土壌の処理はどのようにになっているのか。

A5

市で行う除染については、費用の個人負担はございません。

万が一、業者に費用の負担を求められた場合は、除染対策課までご連絡ください。

また、除染に伴い発生した廃棄物・土壌の処理については、仮置場が確保されている場合は仮置場に搬入することができますが、仮置場が確保されていない地区においては、やむを得ず敷地内での現場保管をお願いしているところです。

Q6 除染作業の内容はどのようなものですか。

A6

除染については、住宅敷地において毎時0.23マイクロシーベルトを超える範囲の庭の表土除去等を状況に応じて行いますが、その他除染箇所等に応じた作業内容は、次のとおりです。

作業箇所・作業内容	除染作業の実施	詳細・理由等
家中	除染いたしません。	家の中の放射線量が高い原因は、家の外にある放射性物質による影響と考えられるため。
芝の張り替え	状況に応じて対応	まずは、深刈りを行い、放射線量の低減が見られない場合は必要性を検討いたします。
庭木の伐採	実施いたしません。	庭木の伐採については、除染として実施できません。ただし、植栽自体の放射線量が高い場合、剪定を行うことは可能です。
雨水ます	状況に応じて対応	詳細モニタリング時に雨水ます直上の放射線量を測定し、毎時0.23マイクロシーベルト以上であれば除染の対象となります。

除染に関する問い合わせ先

いわき市除染対策課

除染に関するモニタリング等について 0246-22-1153

仮置場について 0246-22-7460

いわき市放射線コールセンター
一

除染・放射線・同意書に関する問い合わせについて 0246-38-7183

自主的除染に関する賠償等について

東京電力株式会社福島原子力補償相談室
(コールセンタ
ー)放射性物質の影響による賠償については、市では行っておりませんので、直接、東京電力株式会社に請求していただく事になります。
0120-926-404

行政経営部 除染対策課 電話:0246-22-1206 ファクス:0246-22-7461

メールでのお問い合わせはこちら